

木造住宅の耐震改修費用を補助します

市では、昭和56(1981)年5月以前に建てられた木造住宅の耐震改修などの費用を補助しています。耐震診断を行って「住まいの健康状態」を知り、耐震改修などで「地震に強い住まいづくり」を目指しましょう。

▶ 申込開始日

- 耐震診断補助 4月11日(月) 午前9時から
- 総合耐震改修事業費補助、耐震建替え費補助 4月25日(月) 午前9時から

○ 耐震診断補助(最大6万4千円)

耐震診断に要する費用の2/3

○ 総合耐震改修事業費補助(最大110万円)^{※1}

- 耐震補強計画の策定と耐震改修を一体的に行うもの
- 耐震改修費用の4/5(上限100万円)

○ 耐震建替え費補助(最大120万円)^{※2}

- 耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断された住宅を解体し、同一敷地内で建替えを行うもの^{※2}
- 耐震改修に要する費用相当分の4/5(上限100万円)

※1 一部区域内で耐震改修・建替えを行った場合は、最大10万円を加算します。また、耐震建替えにおける住宅の新築工事に本県産出の木材を10立方メートル以上利用した場合は、10万円を加算します。

※2 新築する住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネ基準に適合すること。



詳しくはこちら

補助対象となる住宅の 主な要件

- 在来軸組工法による木造住宅であること
- 昭和56(1981)年5月31日以前に着工していること

ブロック塀などの除却・建替え費用を補助します

地震発生時のブロック塀などの倒壊を防ぎ、避難経路を確保するため、道路に面する危険なブロック塀や石塀などの除却・建替えの費用の一部を補助します。

▶ 申込開始日 4月11日(月) 午前9時から

○ 全部除却工事費補助

危険ブロック塀等[※]の全てを除却する工事(上限10万円)

○ 一部除却工事費補助

危険ブロック塀等[※]を一部除却し、高さ80センチメートル以下とする工事(上限10万円)

○ 建替え工事費補助

全部除却工事を行った後、新たに軽量フェンスなどを設置する工事(上限30万円)

※危険ブロック塀等ってどんなもの？



道路に面し、安全性の基準に適合しない補強コンクリートブロック造の塀または組積造の塀であり、道路側の地面からの高さが80センチメートルを超えるもの。



詳しくはこちら

〈共通事項〉

▶ 申込方法 交付申請書と必要書類を本建築指導課窓口にて持参

※申請書は本建築指導課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▶ 注意事項

- 予算がなくなり次第、受け付けを終了します。
- 補助の対象となる人や住宅、工事などにはそれぞれ要件があります。必ず申請前に問い合わせてください。
- 交付決定前に工事などの契約や着手をしている場合は補助の対象になりません。

地震に強い住まいづくりを応援します

大切な命や財産を守るために、各種補助制度を活用してみませんか。

▼ 問い合わせ

本建築指導課

☎0287(62)7169

塩原・箒根・板室地区の屋外放送が変わります

新たな防災情報伝達システムの導入に伴い、4月1日から屋外放送が変わります。

	3月31日まで	4月1日から
音楽放送	塩原地区・箒根地区で朝・昼・夕に放送	塩原地区・板室地区で毎月1日の昼のみ放送
箒根地区の屋外放送	—	すべて廃止(消防団詰所のサイレンのみ放送)
塩原地区の一部の屋外放送	—	廃止(新たなシステムに交換した塩原地区の屋外放送局では、すでに定時放送を停止)

〈稼働する屋外放送局はこちら〉

毎月1日の昼には音楽が、災害時などには防災情報が放送されます。



避難情報などが聞ける防災ラジオを貸し出します

▶ 申込方法 住んでいる地区を管轄する次の窓口で申し込み

▶ 申込窓口 本総務課、西総務税務課、塩原総務福祉課、箒根出張所

障害者手帳を持っている聴覚障害者・視覚障害者ですか？

- はい
- いいえ

市内の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域(ため池浸水区域を除く)に住んでいて、次の条件に当てはまりますか？

・避難行動要支援者(75歳以上の世帯、要介護3以上の人、身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A1・A2所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、難病患者のうち避難行動に支援が必要な人)である



土砂災害ハザードマップ 洪水ハザードマップ

※区域はハザードマップで確認できます。

※上の区域に住んでいない人には、5月号で改めてお知らせします。

無償で貸し出します
申し込みを受け付けています

有償(1,000円)で貸し出します
▶ 申込開始日 4月1日(金)

防災情報を提供しています

万が一の災害時に備えて、市では、皆さんに広く情報を届けられる仕組みを整えています。

▼ 問い合わせ

本総務課

☎0287(62)7150